

特定非営利活動法人 知床斜里町観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人知床斜里町観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を斜里町内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知床国立公園及びその周辺地域において、観光関係者や住民が本地域の

自然、景観、文化などの地域資源を見つめ直し、それを生かした観光まちづくり事業を推進

することにより、世界自然遺産にふさわしい地域を目指し、観光の振興を通して本地域の活

性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこ

なう。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光まちづくり構想の総合的な企画、調整に関する事業
- (2) 観光まちづくりのイベントの企画、運営に関する事業
- (3) 観光客の誘致、受入事業
- (4) 景観・環境の美化、保全事業
- (5) 情報発信事業
- (6) 芸術、スポーツの普及・発展に関する事業
- (7) 知床及びその周辺地域内外の関連団体との交流、連携事業
- (8) 施設の管理、運営及びその受託事業

- (9) 観光商品の企画、斡旋及び販売
- (10) 漁業、農業等の他産業との連携事業
- (11) 観光まちづくり人材育成事業
- (12) 前各号の事業に付帯する事業
- (13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行を資するため、次に掲げるその他の事業を行う

ことができる。

- (1) 役務の提供
- (2) 不動産の管理、運営

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益が生じた

場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または法人
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者または学識経験者で、理事会において特別会

員

として推薦された個人または法人

(入 会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により

会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に

その旨を通知しなければならない。

4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上～30名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長とする。
 - 3 必要に応じ専務理事、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 会長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があら

じめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 専務理事、常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を
執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為
また

は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを
総会

または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要あるときには、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、
若

しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任
者の
残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ
なけ
ればならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な
くこ
れを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任す

ることができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 職員は会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において
同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求

があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内

に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少

なくとも開催日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項

とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について

書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用に

については、出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した、議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、毎年2回開催する。

2 理事会は、次の各号の一つに該当する場合には開催しなければならない。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも開催日の5日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項

とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(表決権等)

第37条 理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について

書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが

できない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名した、議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければ

ならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は
理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加

または更正ができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類

は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ

ならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は

権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の

多数決による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ

ならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない主たる事務所および従たる事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、斜里町に譲渡するものとする。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決

を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公 告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を

経て会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会 長 上野 洋司

副会長 桑島 繁行

久野 聖一
梅澤 征雄
佐々木富美男
小池 孝一
川村 國博
理事 松島 治
木幡純一郎
横田 和久
山内 壽昭
喜來 規幸
藤枝 靖
山本 隆
松田 義文
高桑美智子
午耒 治男
大森 一
監事 野尻 孝二
佐々木英一

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から

平成19年度の総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会

の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年

3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	一口	1,000円	法人	一口	5,000円
	賛助会員	個人	一口	1,000円	法人	一口	5,000円

この定款は、平成19年9月28日から施行する。